

## 中原中也賞実施要綱

(中原中也賞の創設)

第1条 山口市は、日本の近代詩史に偉大な足跡を残した山口市出身の詩人、中原中也の業績を顕彰することを目的に文学賞として中原中也賞（以下「中也賞」という。）を創設する。

(運営方針)

第2条 中也賞は、第1条の創設趣旨を鑑み、新鮮な感覚を備えた優れた現代詩の詩集にこの賞を贈り、詩を通じて豊かな芸術文化意識の向上を図るものとする。

2 中也賞は、別に定める基準により応募、推薦された詩集の中から選考し、中也賞を贈呈する詩集として最もふさわしい詩集1点に対し贈呈するものとする。

3 中也賞の選考、決定に係る事項については、次条の規定により組織する委員会に諮って行うものとする。

4 中也賞の正賞及び副賞は、次条の規定により組織する委員会に諮って別に定めるものとする。

(運営委員会の設置)

第3条 中也賞の創設目的の達成及び円滑な運営を図るため、中原中也賞運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第4条 委員会は、おおむね次に掲げる事項を審議する。

(1) 中也賞の応募資格、広報手段、募集期間、審査方法、募集基準、審査基準等の運営全般に関すること。

(2) 中也賞の決定及び贈呈式並びに贈呈式に関連する事項に関すること。

(3) その他委員会の運営に関し、必要な事項に関すること。

(委員会の組織)

第5条 委員会は、委員10人以内で組織し、次の要件を満たす者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 文学賞に関する識見者、研究者

(2) 中原中也に関する識見者、研究者

(3) 交流創造部長

(4) 交流創造部次長

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が委員会の運営に関し必要と認める者

2 委員会の所掌事務を円滑に執行するため、委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、山口市交流創造部長をもって充てるものとし、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、山口市交流創造部次長をもって充てるものとし、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

6 委員に欠員を生じた場合には、その後任として委嘱した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(選考会の設置)

第6条 中也賞の選考、決定を専門的、かつ、円滑に行うため、委員会に中原中也賞選考会（以下「選考会」という。）を置く。

2 選考会の委員は、おおむね6名程度とし、委員会の構成員の中から市長が委嘱する。

- 3 選考会は、構成する委員の互選により代表を選出する。
- 4 選考会は、構成する委員による合議による審議の上、中也賞該当詩集を選考し、選考会の代表は、当該選考結果について、速やかに委員会を通じ、市長に報告するものとする。

- 5 選考会の委員の任期は、運営委員会の委員に準じるものとする。

(推薦会の設置)

第7条 中也賞該当詩集の選考、決定を円滑に進めるため、選考会に附属する中原中也賞推薦会(以下「推薦会」という。)を置く。

- 2 推薦会の委員は、若干名とし、委員会の構成員の中から市長が委嘱する。
- 3 推薦会は、構成する委員の互選により代表を選出する。
- 4 推薦会は、構成する委員による合議により応募詩集等の中から中也賞の対象となる最終候補詩集を若干数推薦し、推薦会の代表は、当該推薦結果を選考会に報告するものとする。
- 5 推薦会の委員の任期は、運営委員会の委員に準じるものとする。

(中也賞の決定及び公表)

第8条 市長は、第6条第4項の規定により選考会から中也賞該当詩集の選考結果の報告を受けたときは、速やかに中也賞贈呈の決定をし、公表するものとする。

(選考過程等の公開等)

第9条 委員会、選考会及び推薦会における審議は、市長が指定する場所で行い、その審議過程は、非公開とする。

(事務局)

第10条 委員会に事務局を置き、その庶務を行う。

- 2 事務局は、山口市交流創造部文化交流課及び中原中也記念館で行うものとし、事務局長は、文化交流課課長をもって充てる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、中也賞の運営、委員会の運営等に関し、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 第5条第5項の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に委嘱する委員会の委員の任期は平成19年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。